

## 平成18年度9月補正予算の概要について

(18.9.8)

平成18年度9月補正予算の査定を終了しましたので、その概要を発表いたします。

今回の補正予算では、災害復旧など真に緊急に措置すべき経費に限って計上することとし、併せて、公共事業など国庫補助事業の確定があったものについても整理することとしたところであります。

その主な内容としましては、

まず、今年の冬の異常低温による道路舗装のひび割れ等の被害の復旧等、緊急に対応が必要な事業について所要の経費を計上いたしました。

次に、依然として県内における医師不足は深刻な状況にあることから、さらに13名の医師を医科大学から公的病院に派遣するために必要な経費を計上いたしました。

次に、県立会津統合病院（仮称）につきましては、基本構想を決定したことから、今回、新たに用地の造成設計や地質調査及び新病院の基本設計を行う経費を計上いたしました。

次に、双葉地区教育構想の推進に当たり、県内外から親元を離れ富岡町に来る生徒の増加に伴い、富岡町が寄宿舎を建設する予定であることから、経費の一部を補助することといたしました。

次に、市街地の高度利用等を促進する郡山駅前一丁目地区の再開発事業について、経費の一部を補助することといたしました。

以上により、一般会計における補正予算の総額は、18億8千6百万円で、本年度予算の累計は、8,728億1千5百万円となります。

資 料

## 平成18年度9月補正予算主要事業一覧

(単位 千円)

- 1 (公共) 公共災害復旧事業 (土木部) 1,257,325  
 今年の冬の異常低温による道路舗装のひび割れ等の被害に対応するため、被災箇所の復旧に要する経費等を措置する。
- 2 医師派遣事業交付金 (保健福祉部) 45,711  
 依然として県内における医師不足が深刻な状況にあるため、医科大学に13名の医師を追加増員し、県内の公的病院へ派遣する。
- 3 県立会津統合病院 (仮称) 整備事業 (病院局) 36,798  
 県立会津統合病院 (仮称) の整備を進めるため、新たに用地の造成設計や地質調査及び新病院の基本設計を行う。
- 4 サッカーによる国際人育成支援事業 (企画調整部) 24,869  
 双葉地区教育構想を推進するため、富岡町が行う寄宿舎の整備事業に対し支援する。
- 5 (公共) 市街地再開発事業費補助事業 (土木部) 109,000  
 市街地の高度利用と都市機能の再生を図るため、郡山駅前一丁目地区に係る市街地再開発事業を支援する。

### 6 公共事業・県単公共事業・維持補修費 (個別掲載事業と重複)

(単位 千円)

		農林水産部	土木部	計
普通建設事業	補正額	△ 384,509	4,032,893	3,648,384
	累計額	28,824,543	40,474,503	69,299,046
災害復旧事業	補正額	0	1,257,325	1,257,325
	累計額	1,685,906	7,041,767	8,727,673
国直轄事業負担金	補正額	0	0	0
	累計額	9,645,885	13,910,756	23,556,641
公共事業計	補正額	△ 384,509	5,290,218	4,905,709
	累計額	40,156,334	61,427,026	101,583,360
県単公共事業	補正額	△ 667	△ 3,859,236	△ 3,859,903
	累計額	2,777,931	29,665,013	32,442,944
合 計	補正額	△ 385,176	1,430,982	1,045,806
	累計額	42,934,265	91,092,039	134,026,304
維持補修費	補正額	—	14,000	14,000
	累計額	—	10,377,660	10,377,660

## 9月補正予算（一般会計）の概要

（単位 百万円）

### 1 予算規模

補正額	1,886
本年度予算現計額	870,929
本年度予算累計額	872,815
前年度同期比増減額	△56,659
前年度同期比増減率	△6.1%

### 2 補正額の財源内訳

国庫支出金	762
繰越金	303
諸収入	404
県債	212
その他	205

## 使用料及び手数料の改定

### 手数料（3件）

名 称	改 定 の 内 容	18 年度 増収見込額 (単位千円)	備 考
福島県精神保健 福祉センター条 例	(新設) 精神保健福祉センター手数料 障害者自立支援法意見書 4,200 円 ほか	0	施行日 平成 18 年 10 月 17 日
福島県立会津学 鳳中学校の入学 検定料に関する 条例	(新設) 県立会津学鳳中学校の入学検定料 2,200 円	1,980	施行日 平成 18 年 12 月 1 日
福島県病院事業 の設置等に関す る条例	(新設) 県立病院手数料 障害者自立支援法意見書 4,200 円 ほか  セカンドオピニオン料金 10,500 円	0   63	施行日  平成 18 年 10 月 17 日  平成 18 年 10 月 1 日